

「都内観光促進事業」実施要領

2 公東観地事第 517 号

令和 2 年 10 月 9 日

4 公東観地事第 675 号

令和 4 年 6 月 1 日改正

4 公東観地事第 916 号

令和 4 年 8 月 15 日改正

4 公東観地事第 1011 号

令和 4 年 9 月 22 日改正

4 公東観地事第 1058 号

令和 4 年 10 月 5 日改正

4 公東観地事第 1230 号

令和 4 年 11 月 29 日改正

4 公東観地事第 1293 号

令和 4 年 12 月 22 日改正

4 公東観地事第 1652 号

令和 5 年 3 月 22 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、「都内観光促進事業」実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、要綱第 9 条に定める実施手続及びその他「都内観光促進事業（以下「本事業」という。）」実施のために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業者登録の申請)

第 2 条 本事業への参加を希望する旅行業者等は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が定める期日までに、「都内観光促進事業取扱事業者」登録申込書兼誓約書（様式 1）及びその他の必要書類を財団に提出しなければならない。申請は、原則としてオンライン方式とする。

なおオンライン方式による申請が困難な場合は、「都内観光促進事業取扱事業者」登録申込書兼誓約書（様式 1）、「取扱事業者登録情報」（様式 1 別紙）及びその他の必要書類を郵送にて財団

に提出しなければならない。

(登録申請した旅行業者等に対する登録証の交付)

第3条 財団は、前条に基づき登録を申請した旅行業者等に対し、要綱第4条第3項に基づき登録し、「都内観光促進事業取扱事業者」登録証(様式2)を交付するものとする。なお、本証の交付をもって、当該区分の事業者登録が完了するものとする。

(旅行業者)

第4条 財団は、旅行業者区分に登録した旅行業者について、過去の送客実績などに基づき審査を行い、割当泊数や割当人数をそれぞれ決定するものとする。ただし、財団が不適当と認めるものについては、配分の対象としない。なお割当数については、事業の執行状況に応じて、配分の追加及び変更も含め、適正に配分する。

2 財団は、前項に基づく決定後、その内容を登録旅行業者に対して、「都内観光促進事業取扱事業者」旅行業者区分割当数通知書(様式3-1)をもって通知するものとする。

3 登録旅行業者は通知された割当泊数及び割当人数について、異議申し立てを行うことはできないものとする。

4 登録旅行業者は割当泊数及び割当人数について、販売完了できないと判明した場合、速やかに財団に連絡し、指示を受けることとする。

(OTA事業者)

第5条 財団は、OTA(Online Travel Agent)事業者区分に登録した事業者について、過去の送客実績などに基づき審査を行い、割当泊数及び割当人数をそれぞれ決定するものとする。ただし、財団が不適当と認めるものについては、配分の対象としない。なお割当数については、事業の執行状況に応じて、配分の追加及び変更も含め、適正に配分する。

2 財団は、前項に基づく決定後、その内容を登録OTA事業者に対して、「都内観光促進事業取扱事業者」OTA事業者区分割当数通知書(様式3-2)をもって通知するものとする。

3 登録OTA事業者は通知された割当泊数及び割当人数について、異議申し立てを行うことはできないものとする。

4 登録OTA事業者は割当泊数及び割当人数について、販売完了できないと判明した場合、速やかに財団に連絡し、指示を受けることとする。

(宿泊事業者)

第6条 財団は、宿泊事業者区分に登録した事業者について、客室数などに基づき審査を行い、割当泊数を決定するものとする。ただし、財団が不適当と認めるものについては、配分の対象とし

ない。なお割当数については、事業の執行状況に応じて、追加配分の実施も含め、適正に配分する。

- 2 財団は、前項に基づく決定後、その内容を登録宿泊事業者に対して、「都内観光促進事業取扱事業者」宿泊事業者区割当数通知書（様式3-3）をもって通知するものとする。
- 3 登録宿泊事業者は通知された割当泊数について、異議申し立てを行うことはできないものとする。
- 4 登録宿泊事業者は割当泊数について、販売完了できないと判明した場合、速やかに財団に連絡し、指示を受けることとする。

（都内観光促進事業の告知）

第7条 本事業の対象となる商品の告知については「都内観光促進事業」（キャンペーン事業名（愛称）「もっと楽しもう！TokyoTokyo」、（略称）「もっと Tokyo」）の対象旅行であることを表記すること。OTA事業者においては割引クーポン等に都内観光促進事業であることを表記すること。

（割引販売）

第8条 要綱第4条に基づき登録された旅行業者は、対象商品について、要綱第5条に定める助成金を割り引いた商品とするとともに、各事業者に割り当てられた泊数及び人数の範囲内で商品を販売すること。

- 2 商品の販売に当たって、旅行業者及び商品に組み込まれた宿泊施設は身分証明書等の提示を受けるなどして、申込者の住所確認を行うこと。申込者が団体・グループの場合、参加者全員から身分証明書等の提示を受けるなどして、都内在住者であることの住所確認を行うこと。第Ⅱ期、第Ⅲ期及び第Ⅳ期旅行で要綱第5条第1項に定める子供に対する上乗せ割引を行う場合においては、身分証等の提示を受けるなどして、上乗せ割引の対象となる参加者全員の生年月日の確認を行うこと。
- 3 要綱第4条に基づき登録されたOTA事業者は、対象旅行について、要綱第5条に定める助成金を割り引いた商品とするとともに、各事業者に割り当てられた泊数及び人数の範囲内で商品を販売すること。
- 4 商品の販売にあたって、OTA事業者はオンライン上で申込者の住所確認を行った上で、商品に組み込まれた宿泊施設などに対し、参加者の宿泊時などに第2項と同様の住所確認及び生年月日の確認を行うよう求めること。
- 5 要綱第4条に基づき登録された宿泊事業者は、対象旅行について、要綱第5条に定める助成金を割り引いた商品とするとともに、各事業者に割り当てられた泊数の範囲内で商品を販売すること。

- 6 商品の販売に当たって、宿泊事業者は身分証明書の提示を受けるなどして、第2項と同様の住所確認及び生年月日の確認を行うこと。
- 7 第Ⅱ期、第Ⅲ期及び第Ⅳ期旅行において、登録旅行者等は予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ。）又は検査（PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）及び抗原定性検査をいう。以下同じ。）の結果通知書（以下「検査結果通知書」という。）により、参加者全員について「ワクチン3回以上の接種歴」又は「検査結果の陰性」のいずれかの確認、また、本人確認を行うこと。なお、12歳未満は監督保護者同伴を条件に予防接種済証等または検査結果通知書を不要とする。
- 8 第Ⅱ期、第Ⅲ期及び第Ⅳ期旅行においては、登録旅行者等は都内観光促進事業（もっとTokyo）「利用申込書」（様式7）について参加者に記入を求めること。

（実績報告書の提出）

- 第9条 登録旅行者等は、毎月末に、旅行または宿泊の各月の送客、宿泊実績を集計し、翌月15日までに「都内観光促進事業」実績報告書（様式4及び様式4別添）により実績報告等を行わなければならない。ただし月2回の助成金交付を希望する登録旅行者等は各月1日から15日までの実績について当月末日までに、各月16日から末日までの実績については翌月15日までに実績報告等を行うこと。
- 2 上記様式4別添によらない場合、登録旅行者等は旅行の催行日、参加者人数、泊数等「都内観光促進事業」実績報告書（様式4別添）に則した項目が明記された書類を財団に提出しなければならない。
 - 3 登録旅行者等は対象旅行を催行、または宿泊を提供したことを証明する書類等（日帰り旅行の場合は、交通機関及び飲食店または利用施設の領収書の写し、宿泊旅行の場合は、宿泊数が記載された宿泊施設の領収書の写し、宿泊証明書等）、もしくはそれに相当する書類を提出しなければならない。
 - 4 宿泊事業者は、都内観光促進事業（もっとTokyo）「利用申込書」（様式7）の写しを提出しなければならない。旅行者及びOTA事業者は、都内観光促進事業（もっとTokyo）「利用申込書」（様式7）について、登録旅行者等または商品に組み込まれた宿泊施設などにおいて、第12条に基づき保管すること。

（助成金の交付申請）

- 第10条 助成金の交付を受けようとする登録旅行者等は、毎月15日までに「都内観光促進事業」助成金振込依頼書（様式5）を提出し、振込を依頼することができる。ただし月2回の助成金交付を希望する登録旅行者等は各月1日から15日までの助成金について当月末日までに、各月16日から末日までの助成金について翌月15日までに、「都内観光促進事業」助成金振込依頼書

(様式 5) を提出し、振込を依頼しなければならない。第Ⅰ期旅行の最終的な受付は令和 3 年 4 月 30 日、第Ⅱ期旅行の最終的な受付は令和 4 年 8 月 31 日、第Ⅲ期旅行の最終的な受付は令和 5 年 1 月 31 日、第Ⅳ期旅行の令和 5 年 1 月 10 日から 3 月 31 日までの旅行は 4 月 30 日、4 月 1 日から 6 月 30 日まで(ただし 4 月 29 日以降に始まり 5 月 7 日まで(5 月 8 日チェックアウトを含む))に完了する旅行は対象外とする。)の旅行の最終的な受付は 7 月 31 日とし、それ以降に提出されたものは交付の対象としない。

(助成金交付額の決定及び支払)

第 11 条 財団は、前条に基づく登録旅行者等からの助成金の交付申請に対し、提出された書類の内容を確認の上、助成金交付額を決定する。

2 前項の決定後、財団は、「都内観光促進事業」助成金交付額決定通知書(様式 6)を当該事業者へ通知した上で、「都内観光促進事業」助成金振込依頼書(様式 5)において登録事業者等が指定した口座に、助成額決定から 30 日以内に助成金を振り込むものとする。

3 登録旅行者等は前項の助成金に加え、システム管理費等として助成金額の 1 %にあたる額(税込み)を上限に事務費として請求することができる。

(精算書類等の保管)

第 12 条 登録旅行者等は、実施した本事業に関する申請書類(第 2 条から前条までに基づき財団に提出した書類)の写し等、財団からの通知文書及び宿泊施設等と交わした精算関係書類等(原則として原本とする。)について、翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(助成金の返還、違約加算金)

第 13 条 要綱第 7 条及び第 11 条において別に定める事項は次の各号のとおりとする。

(1) 期限及び返金先の口座等については、個別に財団が通知するところによる。

(2) 前号において財団から通知を受けた登録旅行者等は、助成金の返還のほかに、助成金を受領した日から助成金の返還日までの日数に応じ、助成金返還額に年 10.95%の割合で計算した違約加算金(千円未満切上)を財団に支払わなければならない。違約加算金の支払期日は、個別に財団が通知するところによる。

(3) 前号における支払期日までに違約加算金が支払われなかった場合、当該旅行者等は、当該支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、未払い額に年 10.95%の割合で計算した延滞金(千円未満切上げ)を支払わなければならない。

2 前項第 2 号において財団理事長が助成金の返還を求めた場合において、指定した期日までに返還しなかった場合には、前項第 3 号の規定を準用し、延滞金を支払わなければならない。

(調査等)

第 14 条 要綱第 6 条に基づき、登録旅行者等は、財団が本事業に係る精算書類等の調査等を求めた場合、直ちに提示しなければならない。

(個人情報に関する取扱い)

第 15 条 登録旅行者等は、本事業の申込者から同意を得た上で、「都内観光促進事業」実績報告書(様式 4 及び様式 4 別添)を作成すること。そこに記載された参加者の個人情報(以下「個人情報」という。)は、登録旅行者等が「都内観光促進事業」実績報告書(様式 4 及び様式 4 別添)を用いて、財団に対する助成金の支払手続きを行う目的の範囲内で利用するものとする。

2 財団は、登録旅行者等から提供された個人情報について、当該事業者に対する助成金の支払手続きの目的の範囲内で利用するものとする。

3 前項までの個人情報の利用及び提供に関する取扱いについては、「都内観光促進事業」実績報告書(様式 4 及び様式 4 別添)を財団に提出することにより、当該取扱いについて参加者の同意を得たものとする。

附則

この要領は、令和 2 年 10 月 9 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 8 月 18 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 9 月 22 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 10 月 7 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 12 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。